

さいたま市●●区役所庁舎におけるパネル広告掲出事業協定書

さいたま市（以下、「甲」という。）と●●●●（以下、「乙」という。）は、さいたま市●●区役所庁舎（以下、「区役所庁舎」という。）におけるパネル広告の掲出及び運用に関し、次のとおり協定（以下、「本協定」という。）を締結する。

（目的）

第1条 本協定書は、甲の施設である区役所庁舎において、乙がパネル広告の掲出及び運用することについての取扱いについて定めることを目的とする。

（設置場所）

第2条 乙がパネル広告を設置できる区役所庁舎及び設置場所は別紙に定めるとおりとする。

（事業計画の策定及び協議）

第3条 乙は、パネル広告の仕様、保守管理体制及び広告物に関する事項についてあらかじめ甲と協議し、当該事項を記載した事業計画書を甲に提出しなければならない。なお、乙はパネル広告の仕様変更等、事業計画を大幅に変更する場合は、事前に必ず甲と協議しその承認を得るものとする。

（使用の許可及び使用料等）

第4条 乙は、前条の事業計画に基づきパネル広告を設置するときには、地方自治法第238条の4第7項に基づく使用許可をその設置期間について受けなければならない。

2 乙は、前項に定める許可を受けるにあたり、さいたま市行政財産の使用料に関する条例（平成13年さいたま市条例第78号）に基づく使用料及び損害保険料を甲に対し納付しなければならない。

3 その他、行政財産の管理に関する事項については、さいたま市財産規則及び関連規定に従うものとする。

（広告料）

第5条 乙は、前条第2項に定める使用料及び損害保険料とは別に、次項の広告料を甲に支払うものとし、甲の定める期日までに甲の発行する納入通知書により、甲に納入する。

2 広告料は、1枠あたり年間●●●●円（うち取引に係る消費税額及び地方消費税額●●●円）とする。

3 前項に定める取引に係る消費税額及び地方消費税額は、消費税法の改正等により消費税及び地方消費税の税率が変動した場合は、変動後の税率により計算するものとする。

(広告物の審査)

第6条 乙は、パネル広告の広告物の選定について、さいたま市広告掲載要綱及びさいたま市広告掲載基準並びに関連法令（以下、「広告掲載要綱等」という。）を遵守するとともに、広告のデザインを庁舎の雰囲気になじむものとし、事前に甲の審査を受けその承認を得たものでなければ掲出できない。

- 2 乙は、前項に定める審査を受けるため、広告図案等の必要な資料を甲の指定する日までに、甲に提出するものとする。
- 3 乙は、第1項に定めた審査で承認を得た広告物について、内容の一部を変更する場合は、甲に報告しなければならない。

(広告物の変更)

第7条 甲は、パネル広告の内容が広告掲載要綱等に違反しているとき及び区役所庁舎に掲出する広告物としてふさわしくないと甲が合理的な理由により判断したときは、乙に対して広告物の変更を求めることができ、乙はこれに従わなくてはならない。

- 2 前項の変更にかかる費用は、乙が負担する。

(自己都合による広告物の変更)

第8条 乙は、自己の都合により広告物を変更するときは、第6条第1項に定めた審査を受け承認を得るものとする。

(広告物の内容についての責任)

第9条 乙は、広告物の内容について、次の各号に定める事項を遵守する。

- (1) 広告物の内容に関する一切の責任は乙が負うものとし、甲は一切の責任及び負担を負わないものとする。
- (2) パネル広告本体に乙の連絡先を明示する。
- (3) 甲に対して第三者からパネル広告に関連して損害を被ったという請求がなされた場合は乙の責任及び負担において解決するものとし、甲は責任及び負担を負わないものとする。また、実際に甲が受けた全ての損害については、乙が補償する。

(乙と広告主との契約)

第10条 乙は、広告物の掲出あたり、広告主との間で契約を締結し、報酬等を受領することができる。

(パネル広告の作成、設置)

第11条 パネル広告の作成、設置に関する作業は、乙が自己の負担により調整・実施するものとする。

- 2 乙が設置するパネル広告の仕様は、第3条に定める事業計画書に基づき、別紙に定めるとおりとする。

(作業の委託)

第 12 条 乙は、前条に定める作業について、乙の責任において、当該業務を実施することが適切な第三者に委託することができる。

(パネル広告設置にあたっての留意事項)

第 13 条 乙は、パネル広告の設置にあたっては、区役所庁舎の維持管理及び災害時の避難誘導に支障とならない場所及び構造としなければならない。

- 2 乙は、広告パネルの倒壊及び破損等により、区役所庁舎利用者等ならび設置施設に危険を生じさせることのないようにしなければならない。
- 3 甲は、乙に対して、第 1 項及び前項の留意事項についての助言及び指導を行うことができ、乙はその助言及び指導に従わなくてはならない。なお、当該助言及び指導に従うことによって生じる経費は、乙が負担する。
- 4 パネル広告の設置及び撤去並びに広告内容の変更に関する作業は、乙の希望日時を事前に調整したうえで、甲が指定する日時に行うものとする。

(パネル広告が毀損等したときの対応)

第 14 条 乙は、パネル広告が毀損及び汚損、紛失等したときは、速やかに復旧等の最適な措置を取らなければならない。

- 2 甲は、パネル広告の毀損及び汚損、紛失等を発見したときは、速やかに乙に通報しなければならない。
- 3 第 1 項に定める復旧にかかる経費は、乙が負担する。

(パネル広告の一時撤去又は広告物の一時撤去)

第 15 条 甲は、次の各号に該当する場合は、その問題が解決されるまでの間、乙にパネル広告の一時撤去又は広告物の一時撤去を指示することができ、乙はこの指示に従わなくてはならない。

- (1) 甲の指定する期日までに広告料の納付がないとき。
 - (2) 乙が、法令又は本協定の内容に違反したとき。
 - (3) 広告主又は広告物の内容が広告掲載要綱等に違反したとき。
 - (4) 第 7 条第 1 項による広告物の変更を乙が行わないとき又は第 13 条第 3 項の甲の助言及び指導に乙が従わないとき。
 - (5) その他、パネル広告の設置及び広告物の掲出を継続することが社会通念上著しく不適切であると認められる相当かつ合理的な理由があると甲が判断したとき。
- 2 前項の一時撤去の理由となった問題が解消されたと甲が認めるときは、乙はパネル広告の掲出を再開することができる。
 - 3 第 1 項の一時撤去及び前項の再開にかかる費用は乙が負担する。
 - 4 第 1 項の指示があつたにも関わらず、一時撤去に必要な相当期間内に乙が一時撤去を行わないときは、甲は乙の承諾を得ることなく自ら一時撤去をすることができ、これに要した費用は乙が負担するものとするとともに、甲は一時撤去によって生じた乙の損害を賠償しない。
 - 5 本条に基づき一時撤去が行われた場合で、広告料が納付済の場合は、甲は当該期間

中の広告料を違約金とみなし、乙にその返還をしない。なお、本項の違約金は、第20条第2項の損害賠償額の予定又はその一部としない。

(甲の解除権)

第16条 甲は、乙が次の各号のいずれかに該当したと認めるときは、書面により乙に催告したうえ、本協定を解除できる。

- (1) 第4条第1項の使用許可が得られないとき又は取り消されたとき。
- (2) 法令に違反し、又は正当な理由なく本協定に違反したとき。
- (3) 本協定の内容の履行に関し、乙又はその代理人若しくは使用人等の関係者に著しく不正又は不誠実な行為があったとき。
- (4) 乙又はその代理人若しくは使用人等の関係者に重大な社会的信用失墜行為があったとき。
- (5) 乙が、破産手続開始の申立て、更生手続開始の申立て、租税滞納処分があるなど、その経営状態が著しく不健全となり、又はそのおそれがあると認められる相当な理由があったとき。
- (6) 前条の規定によらないで、乙が本協定の解除を申し出たときで、甲が本協定の解除が相当であると認めるとき。

2 甲は、前項各号に規定する場合のほか、行政目的等により、やむを得ず本協定を解除する必要があるときは、乙との協議により本協定を解除することができる。

3 本条の規定により本協定が解除された場合において、乙の責に帰すべき事由がある場合は、甲は納付済使用料等を違約金とし、乙に返還しない。

4 前項の違約金は、第20条第2項の損害賠償額の予定、又はその一部としない。

(乙の解除権)

第17条 乙は、甲が次の各号のいずれかに該当したと認めるときは、書面により甲に催告したうえ、本協定を解除できる。

- (1) 甲が正当な理由なく本協定に違反したとき。
- (2) 本協定の履行に関し、甲に著しく不正又は不誠実な行為があったとき。

(解除に伴う撤去)

第18条 乙は、本協定が解除されたときは、自己の負担により遅滞なくパネル広告の撤去を行わなければならない。

(一時撤去、解除に伴う広告主への賠償等)

第19条 乙は、第15条第1項及び第4項の規定に基づく一時撤去又は第16条第1項の規定に基づく解除が行われた場合に、広告主に対して損害の賠償及び報酬等の返還を行う必要が生じたときは、自己の責任と負担において解決するものとする。

(損害賠償)

第20条 乙は、第6条第1項により広告の掲載が認められなかった場合、第7条第1

項により変更を行った場合、第 13 条第 3 項による助言・指導に従った場合、第 15 条第 1 項及び第 4 項の規定による一時撤去がなされた場合並びに第 16 条第 1 項による解除がされた場合は、甲に対し損害賠償を請求しないものとする。

- 2 乙は、本協定の履行に関して、乙の責に帰すべき事由により甲に損害を与えたときは、その損害の賠償をしなければならない。ただし、二次的損害ないし間接損害についてはこの限りではない。
- 3 第 2 項に規定する損害賠償の額は、甲乙双方の協議により定めるものとする。

(第三者の損害・紛争)

第 21 条 本協定によって第三者に生じた損害の賠償に関しては、次の各号に定めるとおりとする。

- (1) 当該損害が甲の責に帰すべき事由により生じたときは、甲が自らの責任と負担をもって解決する。
 - (2) 当該損害が乙の責に帰すべき事由により生じたときは、乙が自らの責任と負担をもって解決する。
- 2 前項に定める場合のほか、本協定の履行について第三者との間で生じた紛争については、甲乙協議して、その責任に応じてその処理解決にあたるものとする。

(原状回復)

第 22 条 乙は、使用許可の期間満了、許可の取消し等によりパネル広告を撤去したときは、速やかに原状回復をしなければならない。ただし、甲が特に承認したときは、この限りではない。

(著作権等)

第 23 条 乙は、パネル広告の設置に際して、著作権、特許権、実用新案権、意匠権、商標権その他日本国の法令に基づき保護される第三者の権利の対象となっている材料、履行方法等を使用するときは、その使用に関する一切の責任を負わなければならない。

- 2 甲が、本協定に基づいて設置したパネル広告等が掲載されている写真又は画像データを区役所庁舎や事業の紹介等の行政目的のために甲が作成又は関与する印刷物又はホームページ等に掲載する場合は、乙はその掲載を許諾するとともに、広告主からの許諾も得るように努めなくてはならない。ただし、広告主又は第三者の権利を侵害し、又はそのおそれがある場合はこの限りではない。

(個人情報の保護)

第 24 条 乙は、本協定による業務を履行するための個人情報の取扱いにあたっては、さいたま市個人情報保護条例（平成 13 年さいたま市条例第 18 号）その他個人情報の保護に関する法令等を遵守し、個人の権利利益を侵害することのないよう、個人情報を適切に取り扱わなければならない。

- 2 乙は、この事業による業務に関して知り得た個人情報の適切な管理のために必要な

措置を講じなければならない。

(秘密の保持)

第 25 条 乙は、本協定による業務に関して知り得た個人情報を他人に知らせ、又は不当な目的に使用してはならない。本協定が終了又は解除された後においても同様とする。

(権利義務の譲渡等の制限)

第 26 条 乙は本協定から生じる一切の権利又は義務の全部若しくは一部を第三者に譲渡、継承、担保提供してはならない。ただし、あらかじめ書面による報告を甲に行い、承諾を得た場合はこの限りではない。

(裁判管轄)

第 27 条 本協定に関する訴訟は、さいたま地方裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とする。

(疑義の解釈等)

第 28 条 本協定の定めに疑義が生じたとき、また本協定に定めのない事項については、さいたま市契約規則及び関連規定に従うとともに、甲乙協議して定めるものとする。

(有効期間)

第 29 条 本協定の有効期間は本協定締結日から 1 年間とする。ただし、甲又は乙のいずれかより期間満了日の 30 日前までに書面による申出がない限り、満了日の翌日から 1 年毎に自動更新するものとし、自動更新の限度は 4 回までとする。

本協定を証するため本書 2 通を作成し、各々記名押印のうえ各自 1 通を保有する。

平成 年 月 日

埼玉県さいたま市浦和区常盤 6-4-4

甲 さいたま市
さいたま市長 清水 勇人 印

乙